

山形大学工学部の沿革略

明治43年 3月26日	米沢高等工業学校設置
昭和19年 4月 1日	米沢工業専門学校に改称 (昭26. 3. 31廃止)
昭和24年 5月31日	山形大学設置 本学は、工学部、文理学部、教育学部及び農学部の4学部をもつ新制大学として発足 工学部に、繊維工学科、応用化学科、機械工学科、電気工学科の4学科設置
昭和29年 4月 1日	工業短期大学部併設 (昭60. 10. 1廃止) 工学専攻科設置 (昭39. 4. 1廃止)
昭和33年 4月 1日	化学工学科増設
昭和34年 4月 1日	附属繊維製造研究施設設置 (昭51. 4. 1附属高分子材料研究施設に名称変更)
昭和36年 4月 1日	精密工学科増設
昭和38年 4月 1日	電子工学科増設
昭和39年 4月 1日	大学院工学研究科(修士課程)設置 本研究科は、繊維工学専攻、応用化学専攻、機械工学専攻、電気工学専攻及び化学工学専攻として発足
昭和40年 4月 1日	高分子化学科増設 大学院工学研究科に精密工学専攻増設 共通講座設置
昭和41年 4月 1日	山形大学計算センター設置 (昭62. 1. 16廃止)
昭和42年 4月 1日	大学院工学研究科に電子工学専攻増設
昭和44年 4月 1日	大学院工学研究科に高分子化学専攻増設 工業短期大学部専攻科設置 (昭62. 4. 1廃止)
昭和48年 6月 2日	旧高等工業学校本館が重要文化財に指定
昭和58年 4月 1日	情報工学科増設 工学部に昼夜開講課程(高分子材料工学科、応用化学科、機械工学科、電気工学科、情報工学科)設置
昭和62年 4月 1日	山形大学情報処理センター米沢分室設置
昭和62年 4月 1日	大学院工学研究科に情報工学専攻増設
平成 2年 4月 1日	物質工学科、機械システム工学科、電子情報工学科の3大学科及び共通講座に学科(高分子材料工学科、高分子化学科、応用化学科、化学工学科、機械工学科、精密工学科、電気工学科、電子工学科、情報工学科の9学科及び共通講座)を改組
平成 5年 4月 1日	修士課程(9専攻1共通講座)を博士前期課程(3専攻14大講座)に改組、併せて博士後期課程(2専攻9講座)設置
平成 8年 4月 1日	大学院工学研究科(博士前期・後期課程)に生体センシング機能工学専攻(独立専攻)増設
平成11年 4月 1日	大学院工学研究科を大学院理工学研究科に名称変更
平成12年 4月 1日	物質工学科を機能高分子工学科、物質化学工学科の2学科、電子情報工学科を電気電子工学科、情報科学科、応用生命システム工学科の3学科に学科を改組
平成16年 4月 1日	大学院理工学研究科博士前期課程物質工学専攻を機能高分子工学専攻、物質化学工学専攻の2専攻、電子情報工学専攻を電気電子工学専攻、情報科学専攻、応用生命システム工学専攻の3専攻に専攻を改組
平成17年 4月 1日	大学院理工学研究科博士前期課程にもものづくり技術経営学専攻増設
平成19年 4月 1日	機能高分子工学科の夜間主コース(Bコース)を廃止 大学院理工学研究科博士前期課程に有機デバイス工学専攻、博士後期課程に有機デバイス工学専攻、ものづくり技術経営学専攻増設

山形大学工学部履修要項（Aコース）

この要項は、山形大学学則及び山形大学科目履修規則の規程に基づき、本学部における教養教育科目及び専門教育科目の履修方法、並びにその他の必要な事項を定めたものです。

1. 学年と学期

本学の1年間は、4月1日に始まって、翌年の3月31日までです。この1年間を、前期（4月1日から9月30日まで）と、後期（10月1日から翌年の3月31日まで）に分けます。

2. 授業時間

授業は、次の授業時限により行います。

1・2校時	8：50～10：20	5・6校時	12：45～14：15
3・4校時	10：30～12：00	7・8校時	14：25～15：55

3. 単位の基準

授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとします。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習、製図及び実技等の授業については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 上記の基準によって科目を履修し、成績審査に合格した科目に対して単位を与える。

4. 成績審査

- (1) 成績審査は、試験、報告書、論文、平常の成績等により行い、定期試験は毎学期の終りに行います。その期日は実施の2週間前に、科目及び日割りは実施の1週間前にそれぞれ公示します。

定期試験の追試験は原則として行いませんが、急病や止むを得ない事情のある場合は、認めることがあります。追試験の願い出は、所定の用紙を用いて工学部学生サービスセンター教育支援担当で行ってください。

定期試験のほか、必要に応じて随時試験を行うことがあります。

- (2) 成績審査は各科目について、100点満点とし、60点以上が合格です。
- なお、詳細は5. 成績評価制度を参照してください。

5. 成績評価制度について

合格した成績の評定をS、A、B、Cの4段階で行い、GPA（Grade Point Average）を付加します。

(1) 成績評価区分と付加されるG P (Grade Point) について

成績評価は、以下の表に定める区分により行われ、それぞれのG Pが付加されます。

評価区分	評定記号と評価記号	付加されるG P
100～90点	S：特に優れた成績である	4
89～80点	A：優れた成績である	3
79～70点	B：概ね妥当な成績である	2
69～60点	C：合格に必要な最低限度を満たした成績である	1
59～ 0点	F：合格には至らない成績である	0
	N：単位認定科目であり、G P Aの対象としない	なし

(2) G P Aとは

G P Aは、高等学校の評価平均値のように、学修の成績を総合的に判断するための学習指標です。G P Aの算出方法は、各自が修得したそれぞれの単位数にG Pをかけ、その合計G Pを履修登録した科目(適用除外科目を除く)の総単位数で割って算出します。

(例) G P A算出方法

科目名	評定	単位数	G P	
○○○○○基礎	S	2単位	4	$2 \times 4 = 8$
△△△△△実験1	F	2単位	0	$2 \times 0 = 0$
◇◇◇◇◇実験2	A	2単位	3	$2 \times 3 = 6$
合計		6単位		14点

$$G P A = 14 \text{点} \div 6 \text{単位} = \underline{2.33} \text{ (小数点第3位以下切り捨て)}$$

(↑この単位数にはF：不合格科目の単位数も含まれます。)

(3) G P Aの適用除外科目について

G P Aは、すべての授業科目を対象とします。(補習授業を含む。)

ただし、単位の取得のみで評価を付さない次の科目については除外されます。

- ① 合格か不合格かだけを判定する授業科目
- ② 編入学または転入学した際の単位認定科目
- ③ 本学入学前に修得した単位認定科目 (学則第62条)
- ④ 他大学との単位互換等で修得した科目 (学則第61条)

(4) 履修取り消し

一度履修登録した科目の取り消し手続きを行う期間を設定します。定められた期間内に履修科目取り消しの手続きをせずに履修を放棄した場合は、その科目の成績評価は不合格(F)となります。

(5) 再履修した科目の学習成績

不合格となった科目を再履修した場合は、不合格となった学習成績と新たな学習成績の両方が成績として記録されます。

(例) 再履修した科目の記録

科目名	評価	
○○○○○○基礎	F	(2年前期不合格)
○○○○○○基礎	S	(3年前期に合格)
△△△△△実験1	A	

(6) GPA最低基準値及び修得単位数の最低基準値の設定

本学部では、GPAの最低基準値と、学期(または学年)ごとの修得単位数の最低基準値を設定しています。

詳細については別途学科から指示があります。

本学部では、基準値を下回った学生に対して、個別指導を行います。

6. サポートファイルについて

学生のみなさんに対して責任を持ってサポートするため、個人個人の学習履歴、GPA、各種の相談履歴等を「サポートファイル」として記録します。次項のアドバイザーは、このサポートファイルにより、学生個人の状況を把握し、適切な助言を行います。

このサポートファイルは、アドバイザーによる助言等のためのものですので、内容が外に漏れたり、他の目的のために利用されることは一切ありません。

7. アドバイザー制について

本学では、きめ細かな学習指導を行うため、学生1人1人に対して責任を持って指導するアドバイザーが決められています。各アドバイザーについては、学年(学期)の当初に行われる面談の際に紹介されます。

アドバイザーは、学生の皆さんが、有意義な大学生活を行うための様々な指導を行うとともに、良き相談相手でもあります。学習面、生活面に関わらず、心配な事がある時は、まず、各自のアドバイザーを訪ねてみましょう。もし、アドバイザーで解決できない問題がある場合には、そのアドバイザーが責任を持って、適切な相談窓口への橋渡しを行います。

また、学年の進行に伴い、担当アドバイザーが交替する場合があります。その場合には、各自のサポートファイルとともに新しいアドバイザーに引き継がれ、卒業まで一貫して責任を持った指導体制が取られています。

8. 学習サポートルームについて

小白川キャンパスでは、学生センターに「学習サポートルーム」が設置されています。ここでは、毎日、午後4時20分から5時30分まで、学習サポート教員が待機し、主として学習についての相談事項に対応しています。

医学部、工学部及び農学部では、1年次にアドバイザーが同じキャンパスにいませんので、学習サポート教員が相談に応じます。各種の相談事項が生じた場合には、この学習サ

ポータルルームを訪ねてください。各キャンパスのアドバイザーへの連絡が必要な場合には、ここから、TV電話システムを利用して、担当アドバイザーと面談することもできます。

9. 単位の認定

- (1) 卒業単位の認定は、工学部教授会が行います。
- (2) 教職関連科目の単位認定は、工学部教授会が行います。

10. 授業科目

授業科目は、教養教育科目（一般教育科目，外国語科目，情報処理教育科目）と専門教育科目（専門基礎科目，専門科目）に分けられます。

工学部Aコースの教育課程では，入学後一定の期間小白川地区に在学し，所定の単位を修め，小白川地区では，一般教育科目，外国語科目，情報処理教育科目のほか，専門基礎科目の一部も開講され，所定の単位を修めた後に米沢地区に履修地を変更し，学修します。

－工学部履修スケジュール－

小白川地区	米 沢 地 区		
1 年 次 学 生	2 年 次 学 生	3 年 次 学 生	4 年 次 学 生
一般教育科目 (受講指定科目を含む) 外国語科目 情報処理教育科目	専 門 科 目		
			卒 業 研 究
	専 門 基 礎 科 目		

11. 教養教育科目

教養教育科目の開講期，開講科目，授業内容等は，「山形大学シラバス」（山形大学シラバスホームページ <http://kbweb3.kj.yamagata-u.ac.jp/2007/home.htm>）によってください。

(1) 一般教育科目

一般教育科目のうち，工学部Aコース学生の卒業要件は，26単位です。

一般教育科目の履修に当っては，次の条件を満たすことが必要になります。また，4年次に卒業研究に着手するための条件でもありますので，計画的な履修を心掛け，早期に必要な単位数を満たすことが理想です。

「文化・行動」，「政経・社会」，「健康・スポーツ」，「学際・総合」領域から12単位以上，及び「数理・物質」領域から「微分積分学1（数理科学A），微分積分学2（数理科学B）」4単位を含む6単位以上を修得すること。

（受講指定）「数理・物質」領域から「微分積分学1（数理科学A），微分積分学2（数理科学B）」4単位を修得すること。

なお，「数理・物質」領域から「力学の基礎（物理学）」1科目2単位を修得することを推奨します。

<受講指定科目>

一般教育科目は、広い教養を培い、学問の専門化によって起こりうる欠陥を除き、知識の調和を保ち、総合的かつ自主的な判断力を養うことを目的として開講され、その科目の選択は、各自の自主性に任せられており、一方、工学部学生として専門教育科目の学習をより豊かなものにするため、基礎知識の修得も重要です。

このため工学部では、一般教育として開講されている科目のうち、数理・物質領域から、「微分積分学1(数理科学A)」、「微分積分学2(数理科学B)」4単位を受講指定科目(必修)としています。

<受講指定科目の履修における注意点>

教養教育科目の履修にあたって規定されている項目の中に、次の①、②が含まれています。

- ① 卒業までに取得できる一般教育科目の単位数は、各領域毎に10単位が上限です。
- ② 一般教育科目の各学期の履修登録単位数は、すでに取得した単位数を含め各領域ごとに10単位が上限です。

受講指定科目は、1学期(前期)と2学期(後期)に開講されており、受講指定科目4単位を修得する際には、数理・物質領域における1学期の最大履修登録単位数及び修得単位数に注意してください。

(2) 外国語科目

外国語科目のうち工学部Aコースの卒業要件は、英語4単位です。また、英語4単位は、4年次に卒業研究に着手するための条件でもあります。

① 英語

ア. 英語(「英語(R)」、「英語(C)」)は、1年次に小白川地区で4単位開講されます。

イ. 「英語(R)」及び「英語(C)」はそれぞれ2単位まで修得できます。なお、2年次以上の者は、米沢地区で開講される「英語(CR)」を履修することによって、「英語(R)」または「英語(C)」を補充することができます。

ウ. 次に掲げる外部試験のいずれかにおいてカッコ内に示す成績を修めている場合、その結果を、「英語(R)」、「英語(C)」、あるいは、「英語(CR)」2単位分として認定します。

(a) TOEIC (700点以上)

(b) TOEFL (500点以上)

(c) 英検(準1級以上)

この措置で認定できる単位数は最大2単位とし、また、認定は、該当する成績を修めた日にちが属する学期の次の学期以降において修得する単位を対象として行われます。

② 他の外国語

他の外国語は、1年次に小白川地区でドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語及び韓国語がそれぞれ4単位開講されます。

修得するといずれか1か国語4単位まで自由科目として卒業要件に数えられます。

(3) 情報処理教育科目

情報処理教育科目は、1年次に小白川地区で2単位開講され、修得すると2単位まで自由科目として卒業単位に数えることができます。

(4) 卒業要件を超えて修得した単位の取り扱い

卒業要件を超えて修得した単位については、

ア. 英語以外の外国語いずれか1か国 4単位まで

イ. 情報処理教育科目 2単位まで

の合計6単位までを専門教育科目の自由科目として卒業単位に数えることができます。

また、「日本語」を修得し、その単位を「他の外国語」の単位として振り替えた場合、「他の外国語」分の4単位まで自由科目に振り替え、卒業単位に数えることができます。

なお、自由科目の履修については、各学科の履修心得を参照してください。

12. 専門基礎科目

専門基礎科目は、専門教育科目の一部であり、各学科で定めるカリキュラムに従って開講します。専門基礎科目は、工学部学生としての基礎知識の修得及び専門科目への橋渡しとなる科目です。そのため、入学後早い時期から各学科の対象となる分野を紹介し、基礎と応用の関連を理解させることを目的として、その一部は小白川地区で開講されます。これらの目的を達成するため、開講科目はできる限り修得してください。また、履修方法は学期始めのガイダンス等で指示します。

13. 進級条件

工学部Aコースの学生は、入学後1年間小白川地区に在学し、以下に示す進級条件を満たした後に米沢地区に履修地を変更し、専門教育科目等を履修します。

なお、進級条件を満たさない場合、米沢地区開講科目の履修は一切認められません。

<進級条件>

一般教育科目 18単位 (数理・物質領域の「微分積分学1 (数理科学A)」, 「微分積分学2 (数理科学B)」から2単位以上を修得すること。)

外国語科目 英語 2単位

専門基礎科目 6単位 (1年次開講で、各学科が必修科目に指定する単位を含む。)

14. 小白川地区開講の補充について

13. の進級条件を満たし米沢地区に履修地を変更しても、卒業条件を満たしていない場合には、進級後、米沢地区で開講される科目の中から不足分を修得しなければなりません。

特に、進級後の小白川地区開講の専門基礎科目の補充は米沢地区で可能なので、詳細は、当該学科の履修心得やガイダンスによってください。

15. 小白川地区最大在学期間

工学部の場合、進級条件が満たせず、小白川地区の在学期間が3年を超える場合には、成業の見込みがない者として除籍されます。

16. 専門教育科目

専門教育科目は、各学科のカリキュラムのとおりです。

専門教育科目の開講科目、開講期、授業内容は「山形大学シラバス工学部編」によります。(山形大学シラバスホームページ <http://kbweb3.kj.yamagata-u.ac.jp/2007/home.htm>)

17. 卒業に要する最低修得単位数

次の表は卒業に必要な最低修得単位数を示したものです。専門教育科目の必修科目、選択必修科目及び選択科目の単位数については、学科ごとに異なるので、所属する学科の履修心得に注意してください。

学 科 専 修 コ ー ス 区 分	機能高分子 工 学 科			物 質 化 学 工 学 科	機械システム 工 学 科			電 気 電 子 工 学 科	情 報 科 学 科	応 用 生 命 シ ス テ ム 工 学 科	
	分 子 設 計 工 学	構 造 制 御 工 学	機 能 シ ス テ ム 工 学		構 造 力 性 工 学	エ ネ ル ギ ー シ ス テ ム 工 学	シ ス テ ム 設 計 工 学				
一般教育科目	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	
外国語科目	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
専門教育科目	必修科目	24	24	24	22	38	38	38	31	46	37
	選択必修科目	50	50	50	56	26	26	26	28	14	18
	選択科目	10	10	10	6	20	20	20	25	24	29
	自由科目	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	卒業研究	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
合 計	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	

18. 飛び級について

6学期終了までの成績が特に優秀と認められる者を対象に学部3年次から大学院博士前期課程に入学できる“飛び級”の制度があります。詳細については、学科ごとにガイダンスがあります。

※ 出 願 資 格

出願資格については、募集要項により毎年12月頃に公表されますが、概要は次のとおりです。

- ① 大学における在学期間が3年に達すること。
- ② 第3年次までに、各在籍大学の指定した卒業に必要な専門教育科目（必修科目を含む）の単位数のうち卒業研究、及び4年次に開講している専門科目を除いた科目の単位数を修得し、それらの科目の成績が上位の評価（評定記号が「S」又は「A」）を得る見込

みであること。

- ③ 専門教育科目を除く科目は、卒業に必要な単位数を修得済みであること。

19. 学部・大学院一貫教育制度について

卒業後に、引き続き本学大学院理工学研究科に入学を希望する者で、成績が特に優秀と認められる4年次生を対象に、学部在学中に博士前期課程の講義科目を受講することができる「学部・大学院一貫教育制度」があります。

受講した科目の成績は、大学院理工学研究科入学後に判定が行われ、博士前期課程の単位として認定されます。

受講資格、受講可能科目等の詳細は、各専攻ごとにガイダンスがあります。

20. 小白川地区開講科目の履修手続き等について

小白川地区では学期の始めに教養教育科目の履修に関するガイダンスを行います。

また、工学部でも履修に関するガイダンスを行い、受講指定科目及び専門基礎科目の説明及び履修指導等を行います。

21. 米沢地区開講科目の履修手続き等について

(1) 履修登録期間

履修登録期間は、前期及び後期の授業開始から1週間とし、掲示等で周知します。

なお、履修登録期間経過後の履修登録は認められません。

前期履修登録期間：4月10日頃から1週間

後期履修登録期間：10月1日頃から1週間

(曜日等の関係で年度により変更があります。)

(2) 履修登録方法

履修登録は、履修登録期間に工学部学生サポートセンター教育支援担当で配布する「履修届」(マークシート)又はWeb入力によって行います。

なお、一度提出された「履修届」は、直ちに電算処理されるため、履修登録期間中の訂正(履修科目の変更・追加・取り消し等)は認められません。

Webによる履修登録方法については、別途掲示等で周知します。

(3) 登録科目の確認

履修登録期間終了後、学生個人毎の「履修登録確認表」で登録科目の確認を行います。

登録科目確認の期間は、掲示等で周知します。

また、この期間内に確認しない場合には、提出された「履修登録確認表」の科目で登録されます。

(4) 登録科目の取り消し

履修科目登録後の変更は、原則として認められませんが、「履修届」で申告した科目と「履修登録確認表」とで相違がある場合又はやむを得ない理由により履修を辞退する場合は、「履修登録確認表」を訂正の上、工学部学生サポートセンター教育支援担当において修正又は履修取消しの手続きを行ってください。

これらの修正・履修取消しは、登録科目確認の期間内に行うものとし、確認期間の終了後は認められません。

(5) 集中講義科目の履修登録

各学科で開講する集中講義についても、(1)から(4)の手続によります。講義日程等については、決定次第掲示により周知されます。

また、教職関連科目（日本国憲法、職業指導及び教職に関する科目）についても、(1)から(4)の手続によります。集中講義で実施する場合の講義日程等は、決定次第掲示で周知します。

(6) 注意事項

- ① 履修登録した科目を受講しない場合は、その科目はF不合格（0点）と評価されます。履修登録科目の確認と取消しには十分に注意してください。
- ② 履修登録に関する指示は、すべて掲示で行うので、掲示には常に注意してください。掲示を見落とししても、特例は認められません。
- ③ 他学科開講科目及び再履修科目の履修に当たっては、制約がありますので、履修届に記載する前に学生便覧で確認のうえ、各学科の指示に基づき、各授業担当教員及び学年担任教員の許可を得る必要があります。
- ④ 同一時限に2科目の授業を履修すること（二重履修）は認められません。
- ⑤ 履修登録に関する書類は工学部学生サポートセンター教育支援担当で配布します。

22. 米沢地区の定期試験における注意事項

- (1) 受験の際、学生証は必ず机の上の見やすいところに置くこと。万一学生証を忘れた場合は、当該試験の監督教員に申し出てください。
- (2) 試験中、不正行為があったと認められる者、または監督教員の指示に従わない者は、退場が命ぜられます。
- (3) 不正行為があったと認められたときは、学則の定めるところにより懲戒されます。

23. 休学について

休学に関する学則を抜粋します。なお、「学生生活ハンドブック」2 証明書・各種届出について(5)休学及び復学するときは の項も参照してください。

(学則)

第46条 病気その他の理由で2ヵ月以上修学できない場合は、願い出により休学することができる。

第47条 病気のため、修学が不相当と認められる者に対しては、学長が休学を命ずることができる。

(学長は学部長と読み替える。)

第48条 休学期間は、1ヵ年以内とする。ただし、特別の理由により、引き続き休学する場合は、改めて願い出なければならない。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることはできない。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。